

1号物件の場合

(2) 土地収用法その他の法律の規定に基づく収用又は使用

(利用制限等)

第7条 乙は、本物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

2 乙は、本物件を廃棄物処理に係る用途で使用してはならない。

(指定用途)

第8条 乙は、本物件を次の各号に掲げる用途以外の目的に使用してはならない。また、(1)～(4)を主たる目的とし、(5)が主たる目的の利用範囲を超えてはならない。

- (1) 工場
- (2) 研究施設
- (3) 事務所
- (4) 倉庫
- (5) 前各号の建築物に付属する施設等

2 乙は、入札案内書に基づき申込み時に提出した事業計画書に記した事業を速やかに実施し、売買物件を当該事業計画に基づいた利用に供さなければならない。

3 乙は、やむを得ない事情により、前項の事業計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更を必要とする理由を付して書面により甲に申請し、協議のうえ、その承認を受けなければならない。

(擁壁の設置)

第9条 乙は、本物件の隣接画地（97－6号地）との敷地境界に擁壁を設置しなければならない。

2 前項の設置に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(土地転得者等への制限及び義務の継承)

第10条 乙は、第6条第1項但し書きの規定により、第1項各号の行為を行う場合、第6条から第9条に規定された乙の制限及び義務を当該行為の相手方たる第三者に順守させ、また履行させなければならない。

(買戻しの特約)

第11条 甲は、乙が、第6条から第9条までの規定に違反したときには、本物件を買い戻すことができる。

2 前項の規定により、買戻しをすることができる期間は、本物件の売買契約締結日から起算して10年間とする。

3 甲は、第1項の規定により本物件を買い戻すときは、売買代金を乙又は転得者に返還し、契約費用は返還しないものとする。この場合において、当該売買代金には、利息を付さないものとする。

4 第13条から第16条の規定は、第1項の規定により買戻しを行った場合に準用する。

5 第1項の規定による買戻しの特約は、保留地台帳への記載又は、登記により設定するものとする。

(届出事項)

第12条 乙は、所有権の移転登記が完了するまでは氏名若しくは住所の変更、民事再生手続開始若しくは乙の財産に係る差押、仮差押若しくは競売の申立てがあったときは、直ちに文書により甲に届け出なければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙がこの契約の条項に違反したと認めたときは、この契約を解除することができる。

2 契約の解除により生じる損害額のうち地代相当額は、契約代金に甲が乙に本物件を引渡した日から乙が本物件を原状に回復して甲に引渡した日までの日数（年当たり365日）に応じて年5パーセントの割合を乗じた額とする。

3 この契約が解除された場合において、乙は、本契約又は本物件に関し必要費、有益費、工作物等の設置費その他の出損について、その償還を甲に請求しないものとする。

(原状回復)

第 14 条 乙は、前条の規定によりこの契約が解除されたときは、甲が指定する期間内に自己の費用で本物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が原状回復の必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の場合において、本物件が滅失し、又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価の減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(違約金)

第 15 条 乙は、この契約の条項に違反したときには、金【買受額の 3 割】円を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、第 16 条に定める損害賠償金またはその一部には当たらないものとする。

3 甲は、第 13 条によりこの契約が解除された場合、返還する売買代金を違約金に充当することができる。

(損害賠償)

第 16 条 第 13 条の規定によりこの契約が解除され、又は乙が第 14 条に定める義務を履行しないため甲に損害が生じたときは、乙はその損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

(地役権)

第 17 条 本物件の底地（伏見区横大路菅本 2 番 1 9、伏見区横大路菅本 5）を承役地とし、大阪府交野市大字倉治 2 0 2 7 番を要役地とする以下の目的のための地役権が本物件上に存続すること及び、この事業の換地処分をしたときは、その時点の現況に応じた地役権が登記されることについて、乙は承諾しなければならない。

(1) 電線路の設置及びその保守運営のための土地立入等の認容

(2) 電線路の最下垂時における電線の高さから 3. 7 5 m を控除した高さを超える建造物等の築造並に立竹木の育成禁止

(3) 爆発性可燃性を有する危険物を製造取扱及び貯蔵の禁止

(公租公課)

第 18 条 本契約締結後、当該保留地に賦課される公租公課は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第 19 条 本契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和〇年〇〇月〇〇日

甲 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地
京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
都市計画事業第四地区土地地区画整理事業
施 行 者 京都市
代 表 者 京都市長

乙 (住所) 〇〇〇〇
(氏名) 〇〇〇〇

2号物件の場合

保留地売買契約書(案)

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第五地区土地区画整理事業施行者京都市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、同事業の保留地の売買に関し、京都市土地区画整理事業保留地処分規則に従うほか次のとおり契約する。

(売買土地及び売買代金等)

第1条 甲は、次の保留地（以下「本物件」という。）を現状で乙に売渡すものとする。

- (1) 保留地番号 第51-1号保留地
(2) 所在地 京都市伏見区納所星柳
(3) 面積 208.50平方メートル（登記する地積は、異なることがあります。）
(4) 契約代金 金〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円

2 この事業の換地処分をしたときは、前項第4号の契約代金を前項第3号の面積で除した金額に、甲が換地処分時に定めた面積を乗じた金額を契約代金として確定させ、前項第4号に掲げる契約代金との差額を精算する。

(売買代金の支払い)

第2条 乙は、前条第1項に掲げる契約代金から契約保証金を控除した金 円を
年 月 日までに甲に全額支払わなければならない。

(所有権の移転登記)

第3条 乙は、甲が指定する日までに本物件の所有権の移転登記の囑託に要する登録免許税の領収証書又はこれに代わる収入印紙及び書類を甲に提出しなければならない。

(危険負担)

第4条 この契約の締結から所有権の移転を完了するまでの間に甲の債務の履行に関し甲の責めに帰すことのできない事由により損失が発生した場合は、乙が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第5条 乙は、引き渡された本物件に種類又は品質（埋蔵物、埋設物、土壌混合物、土壌の品位、排水、地下水その他本物件の利用に関する制約を含む。）に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があることを発見しても、履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることはできないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、乙は、本物件に契約不適合があることを発見したときは、引渡しの日から2年以内に甲に通知したものに限り、履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができるものとする。ただし、契約不適合が、乙の責に帰すべき事由によるものであるとき又は乙が本契約締結時に契約不適合を知っていたときは、この限りでない。

(届出事項)

第6条 乙は、所有権の移転登記が完了するまでは氏名若しくは住所の変更、民事再生手続開始若しくは乙の財産に係る差押、仮差押若しくは競売の申立てがあったときは、直ちに文書により甲に届け出なければならない。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が法令若しくはこの契約に違反したと認めたときは、この契約を解除することができる。

2 契約の解除により生じる損害額のうち地代相当額は、契約代金に甲が乙に本物件を引渡した日から乙が本物件を原状に回復して甲に引渡した日までの日数（年当たり 365 日）に応じて年 5 パーセントの割合を乗じた額とする。

3 この契約が解除された場合において、乙は、本契約又は本物件に関し必要費、有益費、工作物等の

設置費その他の出損について、その償還を甲に請求しないものとする。

(公租公課)

第8条 本契約締結後、当該保留地に賦課される公租公課は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第9条 本契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和〇年〇〇月〇〇日

甲 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
都市計画事業伏見西部第五地区土地区画整理事業
施行者 京都市
代表者 京都市長

乙 （住所）〇〇〇〇
（氏名）〇〇〇〇

(参考) 京都市土地区画整理事業保留地処分規則 (抄)

(一般競争入札の公告)

第2条 市長は、一般競争入札により保留地を処分しようとするときは、入札期日の前日から起算して20日前までに次に掲げる事項を公告する。

- (1) 保留地の位置、地積及び予定価額
- (2) 入札の参加者に必要な資格
- (3) 入札への参加の申込みの受付期間及び受付場所
- (4) 入札の日時及び場所
- (5) 第6条第1項に規定する入札保証金に関する事項
- (6) 入札の無効に関する事項
- (7) その他入札に関し必要な事項

(一般競争入札の参加者の資格)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 入札の公正な執行を妨げた者
- (4) 公正な価額の成立を害し、又は不正の利益を得るために連合した者
- (5) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者

(一般競争入札への参加の申込み)

第4条 一般競争入札に参加しようとする者は、第2条の規定により公告した受付期間内に、保留地入札参加・抽選参加・買受申込書(別記様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申込者が法人である場合には、登記事項証明書(商業登記規則第30条第1項第2号に規定する履歴事項証明書であって、同条第3項の規定により全部である旨の認証文が付されたものに限る。)
- (2) 申込者が個人である場合には、契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことを申し立てる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(資格の審査等)

第5条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、申込者が一般競争入札に参加する資格を有するかどうかについて審査し、申込者に審査の結果を通知する。

2 市長は、前項の審査の結果、一般競争入札に参加する資格を有すると認めた者に対して、当該資格を有することを証する書類を交付する。

(入札保証金)

第6条 前条第2項の書類の交付を受けた者(以下「入札者」という。)は、入札の開始前に、予定価額の100分の5に相当する額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)の入札保証金を本市に納入しなければならない。

2 入札保証金には、利子を付さない。

(予定価額)

第7条 一般競争入札により処分する場合の保留地の予定価額は、施行規程に基づき、市長が定める保留地の価額とする。

(入札の方法)

第8条 一般競争入札は、第2条の規定により公告した入札の日時及び場所において、入札者又はその委任を受けた者(以下「入札受任者」という。)が、入札書及び第6条第1項の規定により納入した入札保証金の領収書を市長に提出して行うものとする。

2 入札受任者は、入札の開始前に、入札者から委任を受けたことを証する書類を市長に提出しなければならない。

3 入札者又は入札受任者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札場所への立入り)

第9条 入札関係者(入札事務に係る職員、入札者及び入札受任者をいう。以下同じ。)以外の者

は、入札が行われている間、入札の場所に立ち入ることができない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、入札関係者以外の者の立入りを認めることがある。

(入札手続の停止及び取消し)

第 10 条 市長は、災害その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるとき、又は不正な入札若しくは不正な入札が行われるおそれがあると認めるときは、当該入札手続を停止し、又は取り消すことがある。

(開札)

第 11 条 一般競争入札の開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者又は入札受任者を立ち合わせて行わなければならない。この場合において、入札者又は入札受任者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(入札の無効)

第 12 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者又はその者の入札受任者が入札をしたとき。
- (2) 入札書の提出が第 2 条の規定により公告した入札の日時に遅れたとき。
- (3) 入札保証金が市長の定める額に達しないとき。
- (4) 入札者又は入札受任者が 2 以上の入札書を提出したとき。
- (5) 入札書の金額の記載に訂正があるとき。
- (6) 入札書の主要事項の記載が明確でないとき、又は記載の漏れがあるとき。
- (7) 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際し不正の行為があったとき。
- (8) その他入札に関する条件に違反したとき。

(落札者の決定)

第 13 条 第 11 条の規定による開札の結果、予定価額の制限の範囲内で最高の価額をもって入札をした者を落札者とする。

2 落札となるべき価額で入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、これらの者にくじを引かせて落札者を定める。

(入札保証金の還付等)

第 14 条 入札保証金は、落札者に対しては第 28 条第 1 項に規定する契約保証金の納入後に、その他の者に対しては落札者の決定後に還付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、落札者が契約を締結しないとき、又は第 3 条各号のいずれかに該当することが判明したときは、当該入札保証金は、本市に帰属するものとする。
- 3 入札保証金は、契約保証金に充てることができる。この場合において、過不足を生じたときは、剰余額を還付し、又は不足額を追徴する。

(落札等の通知)

第 26 条 市長は、落札者若しくは当選者が決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、速やかにその旨を当該落札者、当選者又は随意契約の相手方に通知する。

(契約保証金)

第 28 条 契約予定者は、第 26 条の規定による通知を受けた日（買受けの申込みをした保留地が農地であるときは、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた日又は同法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出を受理された日）から 10 日以内に契約保証金として契約代金の 100 分の 10 以上に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り上げた金額）を本市に納入しなければならない。ただし、随意契約の方法により契約を締結する場合において、契約予定者が契約上の義務を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、この限りでない。

2 市長は、契約予定者が、前項の規定により契約保証金を納入しなければならない場合において、同項の期間内にこれを納入しないときは、当該契約予定者と契約を締結せず、又は契約の相手方とする旨の決定を取り消すことがある。

3 前項の場合においては、既納の入札保証金又は抽選保証金は、本市に帰属するものとする。

4 市長は、契約代金及び第 33 条第 2 項に規定する延滞料のうち未納のものの合計額が契約保証金の額以下となったときは、当該契約保証金を当該契約代金及び延滞料に充当する。この場合において、当該契約保証金に剰余金が生じたときは、これを還付する。

5 第 6 条第 2 項の規定は、契約保証金について準用する。

(契約の締結)

第 29 条 契約予定者は、第 26 条の規定による通知を受けた日（買受けの申込みをした保留地が農地であるときは、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた日又は同法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出を受理された日）から 15 日以内に保留地売買契約書により契約を締結しなければなら

い。この場合において、市長が契約予定者と共に契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しないものとする。

- 2 前項の規定により本市と契約を締結しようとする者は、その者の印鑑登録証明書（法人にあっては、法人の代表者の印鑑の証明書）を市長に提出しなければならない。
- 3 契約予定者が第1項の期間内に契約を締結しないときは、市長は、当該契約予定者と契約を締結せず、又は契約の相手方とする旨の決定を取り消すことがある。
- 4 第1項の規定により本市と契約を締結した者（以下「契約者」という。）が契約上の義務を履行しない場合又は前項の場合においては、既納の契約保証金は、本市に帰属するものとする。
（契約代金の納入）

第30条 契約者は、契約を締結した日から10日以内に契約代金の全額を本市に納入しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる期間を超えない範囲内において市長が定める期間に限り、契約代金を分割して納入することができる。
 - (1) 次のいずれかに該当する場合において、資力の不足その他の事情により契約代金を3年以内に納入することが困難であると市長が認めるとき 10年
ア 特定の換地との一体的な利用に供することを目的として定められた保留地について契約を締結した場合（契約者が当該目的以外の目的のため契約を締結した場合を除く。）
イ 契約者が借家権を有する土地区画整理事業の施行地区内の建築物に代わる建築物の取得のために必要な保留地について、随意契約の方法により契約を締結した場合
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特にやむを得ない事情があると認めるとき 3年
- 3 前項の規定により契約代金を分割して納入する場合における納入方法は、半年賦又は月賦の元利均等払い又は元金均等払いとする。ただし、前項第2号に該当する場合において、市長が適当と認めるときは、他の納入方法によることができる。
- 4 第2項の規定により契約代金を分割して納入する場合において、当該契約代金に付すべき利子の利率は、契約を締結した日の属する年度の4月1日現在における普通地方長期資金（財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則第15条第2項に規定する普通地方長期資金をいう。）の貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率（当該利率が契約を締結した日の属する年度の4月1日現在における法定利率を超えるときは、当該法定利率）とし、第1回目の納入期日の翌日から付すものとする。
 - (1) 償還期間 20年
 - (2) 据置期間 3年
 - (3) 償還方法 元利均等半年賦償還
 - (4) 金利方式 固定金利方式（貸付利率が一定である貸付けに係る金利方式をいう。）

（保留地の使用）

第31条 契約者は、契約代金（前条第2項の規定により契約代金を分割して納入する場合にあっては、当該契約代金に付すべき利子を含む。第34条第5項第1号を除き、以下同じ。）を完納しなければ、当該契約に係る保留地を使用することができない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

（契約の解除）

第34条 市長は、契約者がこの規則に違反したとき、又は契約上の義務を履行しないときは、契約を解除することがある。

- 2 市長は、前項の規定により契約を解除しようとするときは、その旨を文書により契約者に通知する。
- 3 前項の規定による通知を受けた契約者は、買い受けた保留地を、市長が指定する期間内に、自己の負担において原状に回復し、市長に引き渡さなければならない。
- 4 第2項の規定による通知を受けた契約者は、契約の解除により本市に生じた損害を賠償しなければならない。この場合において、既納の契約保証金又は契約代金があるときは、市長は、これらを契約者が支払うべき損害賠償金に充当する。
- 5 市長は、第3項の規定による引渡しを受けたときは、既納の契約代金（次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる額を控除した額）を還付する。
 - (1) 契約代金に充当した契約保証金があるとき（次号に掲げる場合を除く。） 当該充当した金額
 - (2) 前項後段の規定により損害賠償金に充当すべき金額があるとき 当該充当すべき金額（契約保証金が納入されている場合において、当該充当すべき金額が当該契約保証金の額を下回るときは、当該契約保証金に相当する額）
- 6 前項の還付金には、利子を付さない。

(譲渡の制限等)

第 35 条 契約者は、契約締結後第 3 2 条第 2 項に規定する登記が完了する日までの間は、保留地の全部又は一部を他人に譲渡してはならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2 契約締結後第 3 2 条第 2 項に規定する登記が完了する日までの間において、契約者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所（法人にあっては、名称又は主たる事務所の所在地）を変更した場合 契約者
- (2) 死亡した場合 その相続人
- (3) 破産手続開始の決定があった場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併した場合 合併後存続する法人又は合併により設立された法人
- (5) 法人が破産手続開始の決定及び合併以外の事由により解散した場合 その清算人
- (6) 法人が分割により保留地の売買契約を承継させた場合 分割により当該売買契約を承継した法人

(参考) 京都市暴力団排除条例（抄）

(目的)

第 1 条 この条例は、暴力団排除に関し、その基本理念を定め、並びに本市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除のための本市の施策その他の必要な事項を定めることにより、暴力団の存在及び暴力団員による不当な行為により本市の行政、本市の区域内における事業活動及び市民の生活に生じる不当な影響を排除し、もって市民の安全かつ安心で平穏な生活の確保に資するとともに、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより本市の区域内における事業活動又は市民の生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (3) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団員等 次に掲げる者をいう。
 - ア 暴力団員
 - イ 法人でその役員又は別に定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
 - ウ 個人で別に定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
 - エ 暴力団員がその事業活動を支配する者
- (5) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者として別に定めるものをいう。
- (6) 市民等 市民及び事業者をいう。
- (7) 公共工事 本市が発注する建設工事（建設業法第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 暴力団排除は、暴力団が本市の区域内における事業活動及び市民の生活に不当な影響を与える存在であることを認識したうえで、暴力団を恐れぬこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、国、京都府、本市及び市民等が相互に連携し、及び協力して、社会全体で推進されなければならない。

(本市の責務)

第 4 条 本市は、国、京都府、法第 32 条の 3 第 1 項の規定により京都府暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体及び市民等と連携を図りながら、暴力団排除のための施策を推進するものとする。

(本市の事務事業における措置)

第 13 条 前 4 条に定めるもののほか、本市は、契約に係る事務その他本市の事務又は事業において、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないように、暴力団員等及び暴力団密接関係者を契約の相手方にしないことその他の必要な措置を講じるものとする。

(京都府警察本部長への照会)

第 16 条 市長等は、この条例の規定に基づき暴力団排除の措置を講じようとするときは、当該措置の対象となる者が暴力団員等及び暴力団密接関係者であるかどうかについて、京都府警察本部長の意見を聴くことができる。

第 18 条 第 12 条第 5 項に規定する誓約書に虚偽の記載をして提出した者は、1 年以下の懲役又は 500,000 円以下の罰金に処する。

(参考) 京都市暴力団排除条例施行規則 (抄)

(使用人)

第 2 条 条例第 2 条第 4 号イ及びウに規定する別に定める使用人は、次に掲げる者とする。

- (1) 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
- (2) 営業所等において、部長、次長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

(暴力団密接関係者)

第 3 条 条例第 2 条第 5 号に規定する別に定める者は、次に掲げる者その他の暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者とする。

- (1) 暴力団の威力を利用している者
- (2) 暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる金銭、物品その他の財産上の利益を供与している者
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超える贈答を行っている者
- (4) 暴力団員が関与する賭博、無尽その他これらに類する行為に参加している者
- (5) 暴力団員と共に頻繁にゴルフ、飲食、旅行その他の遊興をしている者（利益付与処分に係る誓約書）

(利益付与処分に係る誓約書)

第 4 条 条例第 10 条第 1 項に規定する利益付与処分を受けようとする者は、市長等又は指定管理者が必要であると認めるときは、次に掲げる事項を記載した誓約書を市長等又は指定管理者に提出しなければならない。

- (1) 誓約者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 誓約の年月日
- (3) 誓約者が条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等に該当しないことを誓約する旨
- (4) 誓約者並びに条例第 2 条第 4 号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が、同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約する旨
- (5) 誓約者が法人である場合にあっては、条例第 2 条第 4 号イに規定する役員及び使用人（市長等又は指定管理者が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは、市長等又は指定管理者が指定する使用人に限る。次号において同じ。）の氏名、氏名を片仮名で表記したもの、生年月日及び性別
- (6) 誓約者が個人である場合にあっては、誓約者及び条例第 2 条第 4 号ウに規定する使用人の氏名、氏名を片仮名で表記したもの、生年月日及び性別

(その他の事務事業に係る誓約書)

第 7 条 条例第 13 条に規定する契約に係る事務その他本市の事務又は事業の相手方となろうとする者は、市長等が必要であると認めるときは、第 4 条に規定する誓約書を市長等に提出しなければならない。

(必要書類 IV-1-(1): 保留地入札参加・抽選参加・買受申込書)

入札参加
保留地抽選参加申込書
買受

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申込者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	申込者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 電話 —

☒第4条 京都市土地区画整理事業保留地処分規則 ☐第17条 ☐第24条 ☒入札へ ☐抽選へ ☐買受け の参加 の参加を申し込みます。		
希望する保留地	地 区 名	地区
	保 留 地 番 号	第 号地
	面 積	平方メートル
土 地 利 用 の 目 的		

- 注1 該当する□には、レ印を記入してください。
- 2 申込者が法人である場合には、登記事項証明書(商業登記規則第30条第1項第2号に規定する履歴事項証明書であって、同条第3項の規定により全部である旨の認証文が付されたものに限る。)を添付してください。
- 3 申込者が個人である場合には、契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことを申し立てる書類を添付してください。

(必要書類 IV-1-(2): 誓約書 A)

誓 約 書

私は、令和 5 年 1 2 月 2 0 日実施の京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 都市計画事業伏見西部第 地区土地地区画整理事業における保留地処分的一般競争入札への参加の申込みに当たり、下記の事項について誓約いたします。

記

- 1 京都市土地地区画整理事業保留地処分規則第 3 条の規定する次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産開始の決定を受け復権を得ない者
 - (3) 入札の公正な執行を妨げた者
 - (4) 公正な価額の成立を害し、又は不正の利益を得るために連合した者
- 2 申込みに際し、京都市土地地区画整理事業保留地処分規則のほか、入札案内書並びに保留地売買契約書(案)の各条項並びに保留地物件の法令上の規制を全て承知のうえで申し込みます。

令和 年 月 日

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)
都市計画事業伏見西部第 地区土地地区画整理事業
施 行 者 京 都 市
代 表 者 京都市長 門 川 大 作 様

誓約者

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者名)

* 共有名義で入札に参加される場合は、共有者全員分の誓約書の提出が必要です。

(必要書類Ⅳ-1-(2): 誓約書B)

京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式

誓 約 書

(宛先)	年 月 日
誓約者の住所（法人にあつては、主たる事務所 の所在地）	誓約者の氏名（法人にあつては、名称及び代表 者名） 電話 ー

暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等に該当しないことを誓約します。 誓約者並びに京都市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人並びに同号 ウに規定する使用人が、同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約し ます。				
誓 約 者 並 び に そ の 役 員 及 び 使 用 人 の 名 簿				
役職名又は呼称	氏 名	フリガナ	生年月日	性 別

注 誓約者並びにその役員及び使用人の名簿の欄は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる者について記入してください。

- (1) 誓約者が法人である場合 京都市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人（市長等又は指定管理者が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは、市長等又は指定管理者が指定する使用人に限る。次号において同じ。）
- (2) 誓約者が個人である場合 誓約者及び京都市暴力団排除条例第2条第4号ウに規定する使用人

(必要書類Ⅳ-1-(4): 事業計画書 第1号物件のみ)

事業計画書

(宛先) 京 都 市 長	令和 年 月 日
申込者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	申込者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 電話 — —

令和5年12月20日実施の保留地売却に係る一般競争入札の1号物件（以下「入札物件」という。）に関する事業計画については次のとおりです。

1 入札申込者の業種、入札物件の用途

業 種	
入札物件の用途	☐ 工場 ☐ 研究施設 ☐ 事務所 ☐ 倉庫

- 注) (1) 業種は、日本標準産業分類で示されている中分類の業種を記入してください。
(2) 上記の補足説明資料として、会社パンフレット等（主な業務内容がわかるもの）を提出してください。
(3) 入札物件の用途は、該当する□に✓印を記入してください。

2 入札物件において行う業務及び建築計画の内容

入札物件において 行う業務の内容	
入札物件において 行う活用計画	(施設の概略や配置、整備スケジュール等を記載してください)

- 注) (1) 活用計画は、構想段階であっても可能な範囲で詳細を記載してください。
(記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）を提出してください。)
(2) 入札物件において行う業務については、売買物件の引渡しの日から速やかに実施し、利用に供する必要があります。

これまでに南部区画整理事務所が実施する保留地一般競争入札に御参加された方は、以下の点が変更となっておりますので、御留意ください。

○入札保証金

①参加受付後に本市が郵送する納入通知書により、**事前に納付**してください
＜納付期限 令和5年12月19日（火）＞

②入札受付時に**領収書を提出していただきます**ので、金融機関から交付された領収書（赤枠部分が交付されます）は、必ず保管のうえ、入札日当日に持参してください。

＜納入通知書見本＞

③入札保証金の返還は、**振込**により行います。
振込には1箇月程度かかりますのであらかじめ御了承ください。

○受付場所

いずれも前回と**場所が異なります**ので御注意ください。

①参加申込受付場所

南部区画整理事務所

（伏見区深草五反田町112番地）

* 周辺地図は次ページを御参照ください。

②入札場所

伏見区役所 1階ホール

（京都市伏見区鷹匠町39-2）

* 周辺地図はP24を御参照ください。

<お問合せ先>

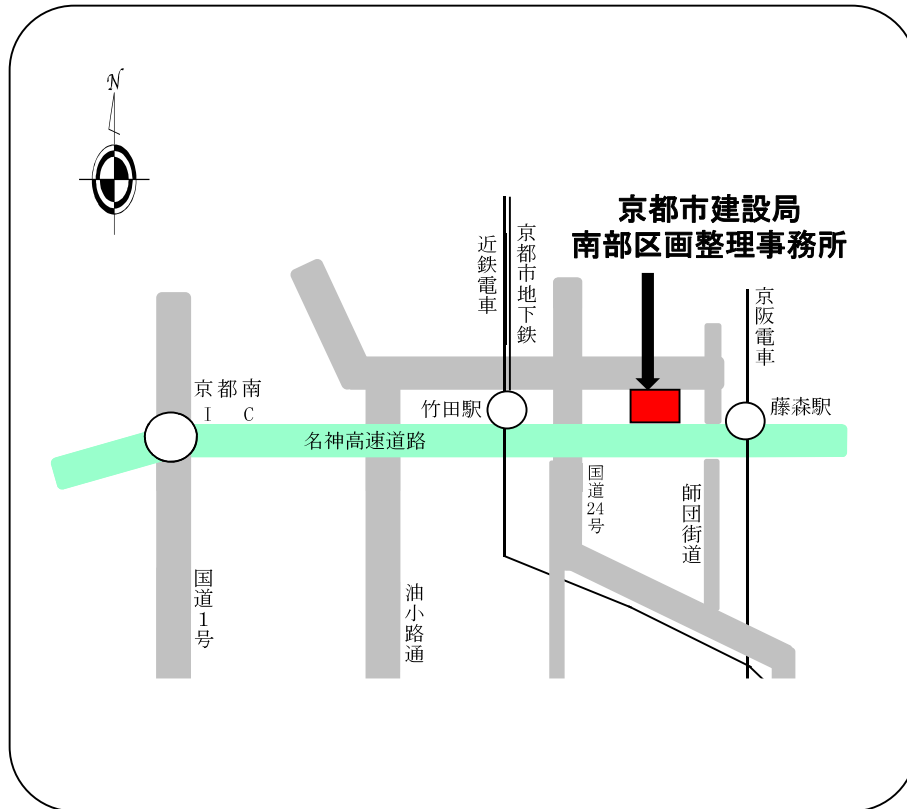
京都市建設局南部区画整理事務所

〒612-8439

京都市伏見区深草五反田町112番地

電話 (075) 643-0088

FAX (075) 643-0089



[交通機関]

電車

京阪電車

近鉄電車・京都市地下鉄

「藤森駅」下車徒歩約10分

「竹田駅」下車徒歩約10分



令和5年10月発行
京都市建設局南部区画整理事務所
京都市印刷物 第53100号